違法中傷ビラを告訴

「卑劣な行為、柏原の恥」憤る市民

事実をねじ曲げ中傷

先月末、有限会社浜浦クリーン及び浜浦佳子氏を誹謗・中傷する違法ビラが出回った。名前も連絡先も書かず、事実無根の中傷が書かれた粗末なビラ。「卑劣な行為、柏原の恥だ」との市民の苦情を受け、浜浦氏は刑事告訴の手続きを取った。

六月二六日午前、ある市民が中傷ビラを目にし、浜浦氏に通報した。ビラには「資源ゴミを不正に転売、税金ドロボー」といった内容が書かれていた。

通報を受けた浜浦氏が調べてみると、ほぼ市内全域で配布されていることがわかった。A4サイズの粗末なビラで、発行人は「きれいな行政を築く市民オンブズマン」とあるが、住所も連絡先もない。

この手のビラは新聞折り込みで受け付けられないから、わざわざ戸別配布したものだ。浜浦氏は、無視してもよかったが自分だけでなく、回収に協力しているリサイクル業者も実名で出てくるため、弁護士と相談して告訴を決定した。

「自分の名前も連絡先も書かず、人を誹謗するだけ。柏原市民としても情けない」（市民）と誰もがあきれるビラではあるが、ことの真相を記しておこう。

約十年ほど前、旭ヶ丘自治会館の建設にあたって、自治会は住民から五万円を徴収しようとしたが、反対者が続出して払う人と払わない人に分かれた。「払わない人には会館を使わせない」という話も出たほど。

建設費用が足りないので、自治会の役員が浜浦クリーンを訪ね、当時の社長であった浜浦亀蔵氏（故人）に協力を依頼した。亀蔵氏は、「払わない人には会館を使わせない」というのは良くないとして、以下のような提案をした。

浜浦亀蔵氏が旭ヶ丘自治会館で始めた資源ゴミ回収は、当時の市長からも評価され、ゴミ減量・分別推進のモデル地区になっている

収益は全額自治会に寄付

すなわち、建設費用の不足分は浜浦亀蔵氏が貸す形にして、空き缶など資源ゴミを自治会で回収し、その代金を返済に当てる―という提案だった。自治会もこれを喜んで受け入れ、始まったのである。浜浦クリーンは平日ではなく、第四日曜日を利用して行った。社員のボランティアである。リサイクル業者の出口商店にも協力してもらった。

当時、循環型社会の重要性を唱えていた亀蔵氏としては、これを一つのきっかけにしてリサイクルを推進したいという思いがあった。市民の協力なしにはリサイクルはできない、とわかっていたからで、これは山西前市長にも報告して了承されていた。山西前市長は、旭ヶ丘をゴミ減量・分別推進モデル地区に指定し奨励するなど、この事業の真価をよく理解していた。

平成一六年に亀蔵氏が亡くなり、遺品の中から四年分の返済金が入った封筒の束が出てきた。数えてみると三十数万円あった。社業を引き継いだ浜浦佳子氏は「夫は、リサイクルしてほしいから協力したのであって、もらう気はなかったと思う」と、そっくりその現金を自治会に寄付したのである。

このことは、会館建設資金集めに尽力した地域住民にはよく知られた事実である。つまり、この中傷ビラは事実をねじ曲げて、勝手に卑劣なストーリーを作ったわけだ。

心ある市民は、「今の市政に対し、たった一人はっきりと物を言う浜浦氏のイメージダウンを図る卑劣なやり方だ」と怒りをあらわにしている。

「業務停止は違法」

取り消し求め市を提訴

浜浦クリーン

（有）浜浦クリーン（服部雅代表取締役）は、このほど、柏原市から事業系一般廃棄物の収集運搬業務について三日間の業務停止処分を受けた（七月三一日から八月二日まで）。しかし同社は、以下に説明する理由から、行政処分は違法とし、七月一六日、大阪地方裁判所に、柏原市に対して処分取り消しの訴えを起こした。

同社の業務停止処分に関し、柏原新聞七月二日付けが「収集廃棄物横流し」という記事を掲載しているのは、悪意と偏見に基づいて真実をねじ曲げたもの。事実は以下の通りだ。

五月一八日午後三時ごろ、浜浦クリーンの従業員二名が国分駅前のパン販売店から排出されたスチール製の棚板を無償で回収し、リサイクル業者・出口商店へ搬入していた。たまたま、同商店と隣接する環境事業組合で会議を終え、市役所に帰る途中の職員（環境保全課の宮本知幸次長、松井久課長、東野泰彦係長、木村昭興職員）がそれを見て、声をかけてきた。

「回収したゴミは焼却場以外で降ろしてはいけないと前任者から聞いているが…」

「いや、委託の一般家庭ゴミはいけないが、許可の事業系の不燃物はいいはず」

「いけないはずだが…。あとで調べて連絡する」

概ね右のようなやりとりがあった。柏原市の事業系一般廃棄物は、昨年八月以降、従来の委託制から許可制に変更され、同市と羽曳野市、藤井寺市の三市でつくる環境事業組合のクリーンセンターに搬入するのが許可条件。

担当責任者も曖昧な返事

浜浦クリーンの従業員は昨年、前任の課長から口頭で「不燃物を焼却場に持ち込まず、自社で処理せよ」と言われて、そのため出口商店に持ち込んだのだった。違反の認識は全くなかった。

業務停止など市による「行政処分」は、極めて重い処分であり、よほど明確で重大な違反に適用されるもの。行政処分を科すほどの重大な違反なら、担当責任者が四人も揃っていながらどうしてその場で厳重に注意もせず、曖昧な返事で立ち去ったのか。

それ以前に、今回の棚板は、廃棄物処理法に定める再生可能な有価物にあたり、廃棄物に関する許可条件の対象外であるため、違反にはならない。

加えて、そもそもこの許可条件そのものが、国の定める廃棄物処理法に違反している。事業者負担で処理すべき事業系一般廃棄物にまで、市が強制力を行使する横暴な条件であると言える。

浜浦クリーンと出口商店との間での金銭授受があったとの報道も事実無根だ。

この横暴な行政処分に対しては、今後法廷で争われ適正な判断が下ると思われる。それにしても、上記の違法中傷ビラの表現（横流し、税金ドロボー等）が、柏原新聞の記事とほとんど同じなのは、ただの偶然の一致だろうか。

事実をねじ曲げ、偏見に満ちた記事を掲載した柏原新聞社

私たちの主張

行政スリム化を断行せよ

職員増加、時代に逆行する柏原市

二〇〇五年二月の合併で日本一広い面積となった岐阜県高山市は、周辺の九つの町や村を合併吸収したことで職員の数も増え、人口一万人あたりの職員数は一二九人になった。人口約一五〇万人の神戸市と同じだ。

そこで、高山市は二〇一〇年までの五年間に職員の三分の一を減らすというリストラ策を打ち出した。具体的には、職員数一二五〇名を八五〇名にするというもので、行政のスリム化をはかるため支所の統廃合と全部署の改編、六〇〇余りある市関連の施設を外部委託に移行する、などを進めている。

ちなみに、大阪市は職員数が人口一万人あたり一八五人と政令指定都市の中で最も多く、横浜市九五人の二倍以上。その横浜市は、改革派の中田市長が〝新時代行政プラン〟を掲げ、さらなる人員削減、コスト削減を目指しているのである。

行政のスリム化は高山市や横浜市だけでなく、全国の自治体が取り組んでいることであり、ここ一〇年以上、全国の市町村の職員数は減少している。ところが、柏原市は職員数が増加するという全国でも珍しい自治体。「業務の増加等」という理由だが、高山市の例でもわかるように、業務の外部化はいまや常識となっているわけで、時代に逆行しているとしかいいようがない。

高山市は、職員削減など行政改革で浮いた経費を子育て支援に集中投資し、子供の医療費無料化（義務教育終了まで）や第三子以降の保育園・幼稚園無料化などを実施している。こうしたメリハリの効いた政治が、柏原市にも必要だ。